

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、横浜市敬老特別乗車証の負担金が、条例の規定に反し過大に負担金を徴収されており、これらの不法行為は損害賠償責任を伴い、市に財産上の損害を与えるおそれがあるので、改善措置をとるよう主張しています。

しかしながら、「公金の支出、義務の負担ないし財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させることにとどまる行為は、仮にそれが違法な場合であっても住民訴訟の対象とすることはできない。」（昭和48年11月27日最高裁判所第二小法廷判決）とされています。住民監査請求は住民訴訟の前置手続きとして、監査委員に是正等の措置を請求する制度であり、負担金の過大徴収については、市に損害の発生のおそれのない行為であるため、住民監査請求の対象となる財務会計行為には該当しません。

また、住民監査請求は、財務会計行為が相当の確実さをもって予測される場合もその対象に含まれますが、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、「単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指す」と解されています。請求人が主張している損害賠償責任については、現時点では相当の確実さをもって予測される状態にあるとは認められず、住民監査請求の対象に該当しません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。